

## 先哲叢談聚議：連載その六

雅俗の会

<https://doi.org/10.15017/4741916>

---

出版情報：雅俗. 6, pp. 339-349, 1999-01-20. 雅俗の会  
バージョン：  
権利関係：



# 先哲叢談聚議

連載 その六

## 雅俗の会

### ■ 宇都宮遯庵（卷之四）

宇都宮三近字由的號頑拙又號遯菴周防人仕  
兼國吉川氏

宇都宮三近…仕巖國吉川氏 松崎蘭谷撰「遯庵宇都宮先生之墓碑銘」（宝永四年十一月二十九日識。墓碑は山口県岩国市普濟寺に現存）に、「先生諱三近、一名由的、号遯庵。藤原姓。有宇都宮弥三郎朝綱者、即其後也。世事吉川君、以忠勲顯」とあり。また、野々宮恕方編『遯庵詩集』（六卷六冊、正徳三年刊。以下『詩集』と略）の宇都宮圭齋序に、「先考遯庵先生、姓宇都宮、諱三

近、字由的、自号頑拙。周防岩国之人也」とあり。

（参）南方厚纂輯『巖山金玉集』（明治三十四年）

遯菴幼時游學京師明曆丁酉年二十四承主命歸鄉  
途中有詩及俊歌編名巖邑紀行印行于世其居京  
學於松永尺五門乃紀行難波吟有昨日二月上丁  
日老師尺五講堂前各存巖齋評書卷祭至聖而配  
大賢我為公程肯此會哉思師友意悄悄句

遯菴幼時、游學京師「弱冠遊學京師、而教授書生十余年」（『詩集』序）。『御家中系図』に、「行年十七、広嘉公の命により、京師に遊学し、松永昌三翁の門人となる」とある事よりすれば、慶安二年の上洛。また『岩邑年代記』（岩国市立徴古館蔵、慶安二年の条にも、「宇都宮由的、学文なり」とある。（参）桂芳樹著

『宇都宮遷庵』(昭和五十三年、岩国徴古館)

明曆丁酉、年二十四…名巖邑紀行、印行于世 『巖邑

紀行』は大本一巻一冊、宝永元年刊。その本文冒頭に、

「明曆三年きさらぎのはじめ、我帰るさとの君命によりて馴し都を出侍りけるに」とある。また巻末に、「以上

詩一百首、和歌十一首、二月四日に都を出て十二日に旧里へ帰る。其間の日数九日也。予、時に行年二十四歳也」とある。

其居京、學於松永尺五門 松永尺五は儒者。明曆三年

六月二日没、六十六歳。家塾講習堂にて門弟を教授した。

紀行難波吟 『巖邑紀行』所収「難波吟」。以下はその抄出。

昨日二月上丁日…思師友意悵悵 へ本文異同なし。

講習堂における慶安五年次の積奠の次第を記録した『積奠儀例』(二冊、享保二十年写。内閣文庫蔵)には、「維

時慶安第五歳壬辰二月上丁日、儒業教授尺五堂主人昌三、謹以芹藻菁莪清酌之儀、挙奠至聖先師孔子之神位

(「祭文」)等とある。

嘗著日本古今人物史、而中川清秀傳、有書事蹟、忌諱者、以此得取、大府乃於巖國禁錮數年、遣故於是、又入京、壹以教授為任、久之名益重、其連故為延寶乙卯六月二十四日、是日山鹿高祐其家行其寬文六年生龍幽子亦俱故。

嘗著日本古今人物史 『日本古今人物史』(以下『人

物史』と略)は大本七巻七冊、寛文九年刊。寛文八年、

山科長安序。題簽は「日本人物史」。初板本奥付には、

「寛文九年己酉九月吉日／書林 新右衛門板」とあるが、

諸本には他に、本文の一部を修訂し、奥付の「新右衛門板」の部分を削った修訂本や、その修訂本を覆刻し、奥

付を「寛文十二年壬子歲五月吉日 開刊」と改めた覆刻本

等がある。因みに、本書には何処にも遷庵の署名はなく、

また山科長安の序文の中でも、「或人」の撰としてその

著者名が隠されているが、寛文十年刊書籍目録では既に、本書の著者が「由的」とされており、遷庵の著述なる事は早くから知られていた。

而中川清秀伝：於巖國禁錮 中川清秀は戦国時代の武

將で、撰津茨木城主。もと荒木村重に仕えたが、のち織田信長に降った。近世の大名、豊後岡藩主中川家の祖。

その「伝」は、『人物史』巻之四、「勇士」部所収。湯浅常山『文会雜記』卷三之下には、「平安の儒者宇津宮由的、日本人物志を著して、其中に中川瀬兵衛清秀を切支丹おちの人なりと書たり。よつて中川氏の有司、官へことはりて板行を絶し、由的は別条なし。後、由的、吉川氏に仕しと也」(日本隨筆大成・新版一—四所収)とあり、事件の経緯がやや詳しく知られる。先ず、「中川清秀伝」の記事が何らかの忌諱に触れたものであったらしき事は、前述した『人物史』修訂本の段階で、特に「中川清秀伝」の記事が集中的に改訂されている事実によつても窺える。具体的には、初板本に「(信長ハ)以弘通耶蘇宗之事、令中川・高山一屬上レ磨下ニ。中川・高山奉レ命而降ル焉」(括弧内は引用者補。返り点等原文通り。以下同)とあつた箇所が、修訂本では「清秀惡ニ其不義ニ而屬ニ信長」。高山某亦叛ニ荒木一降ニ信長ニ」と改められている事、また「(清秀ハ)与佐久間戰而死」

とあつた箇所が、「(清秀ハ)与佐久間戰、手殺ニ数人。而死」と改められている事で、全体的に清秀の武勇がより強調されたものとなっている。またこの改訂によつて、確かに「以弘通耶蘇宗之事」という表現は削除されており、『文会雜記』が伝えるように、「耶蘇宗」の語を含むその前後の文脈が中川家の禁忌に触れたという可能性は十分にある。次に、この事件で遯庵が如何なる処分を受けたかであるが、『先哲叢談』では、遯庵は延宝三年六月まで数年間(発刊直後からとすれば約六年間)、祖国岩国に禁固せられたとし、『文会雜記』では、『人物史』が絶板に処せられるも、遯庵には「別条なし」とする。『先哲叢談』の記事は、後述する延宝二年頃の遯庵蟄居とこの『人物史』一件とを結び付けたものと推測されるが、そこにどれ程の確証があつたものかは定かでない。また『人物史』が絶板処分を受けたという事について、時代の下る『禁書目録』(明和八年刊)「絶板之部」には確かにその書名が見えはするが、しかし『人物史』の発刊後間もなく、問題箇所を改刻した修訂本、及びその覆刻本が出されている事は先述の通りであり、

またその書名は寛文十年以降の書籍目録にも見え続けているから、禁固、絶板共にその詳細は不明である。

數年遭赦：延寶乙卯六月二十四日 『嚴有院御実記』

卷五十、延宝三（乙卯）年六月二十四日の条に、「四月御法会の赦行はれ……此赦に逢ふもの若干なり」とある。

遷庵著『小学句読口義詳解』（十四卷十四冊、延宝八年刊）跋に、「罹癸丑（延宝元年）災、燼其藁。明年有故、放遂畿外」とある事、また「延宝四歳元旦擬古」（『詩集』）と題する詩に、「去年放遂日。蟄居湖水浜。……

…今也有寛法。再見洛陽春」の句がある事よりすれば、遷庵は延宝二年に何らかの罪を得て洛外に蟄居させられ、翌三年中には赦免されていた事になるが、それがこの六月二十四日の赦であったという確証は今の所取れない。又この時の蟄居が『人物史』筆禍一件と結び付くかどうか疑問のある事は先述の通り。

是日、山鹿高祐…亦俱赦 山鹿高祐は号素行。兵学者。

貞享二年九月二十六日没、六十四歳。寛文六年十月三日、朱子学を批判した『聖教要録』の筆禍によって赤穂に配流され、延宝三年六月二十四日に赦免された。（參）堀

勇雄『山鹿素行』（「人物叢書」三三、昭和三十四年、吉川弘文館）

遷菴博學著書多於四子及諸書著標註以便初學時  
號標註由的又或稱龜先生蓋其標註皆龜頭細字  
猶藏著次故云爾

遷菴博學著書多…便初學 伊藤東涯『先游伝』（享保

十四年自序）「宇都宮遷庵」の条に、「四書・小学・近思錄等書、凡數十部、学子必讀書、多加標註、為世所珍」とある。また望月三英『鹿門隨筆』には、「昔、宇都宮

由的といふ儒者、四書の頭書をして名高く成たる也」（藝林叢書・卷二所収）とある。遷庵の四書注釈とは、

『首書四書集註』（十冊、延宝二年刊）であろうか。首巻に藤原惺窩に至るまでの日本の四書受容史を概観した記事もあるも、遷庵の署名は無い。又、遷庵の校註した諸書

には、『鼈頭評註古文真宝前集』（寛文五年刊）、『鼈頭近思錄』（延宝六年刊）、『小学句読口義詳解』（延宝八年刊）、

『文選音註』（貞享四年刊）、『忠経集註詳解』（元禄二年

跋刊)、『杜律集解詳説』(元禄十年跋刊)、『千家詩俚諺鈔』(元禄十一年刊)、『三体詩詳解』(元禄十三年刊)、『錦繡段詳註』(元禄十五年刊)等がある。

時號評註由の故云爾 南川金溪『閑散余録』(明和七年序)卷之一に、「由のノ業ヲ見ルニ、文章ハ拙キコトナレドモ、只博覽強記ノ人ニテ、諸々ノ書ニ標註ヲ作レリ。其以來ノ学者モ、陽ニハ其人ヲ賞セザレドモ、陰ニハ其恵ヲ受ルコト寡キニ非ズ。京師ノ儒生ノ戯語ニ風先生ト言リ。多ク頭書ヲ著セシユヘナリ」(日本隨筆大成・新版二一〇所収)とあり。

物徠少、在上總時得遷菴標註讀之、後介縣長伯周前  
父贈書稱諸標註以為惠及海内者、而此書未致遷  
菴就木周南代父復徠書曰、以與都由的書託嗟  
乎的也、以今年春下世乃與孝孺議致之、菴邑使的  
子文甫祭告墓、以成先生之志也、由的吾嘗所兄事  
也、學術突然質行可尚、不當彼其身與先生一相識  
今則及墓也悲哉

物徠、少在上總：為惠及海内者 物徠は荻生徠徠。柳沢侯儒。享保十三年正月十九日没、六十三歳。県長伯は山県良斎。萩藩儒。享保十三年七月四日没、八十一歳。『徠徠集』卷二十七に、「与都三近」と題する書牘あり。文中に「始自不佞茂卿幼読書海上、蟹戸齷丁之錯処、雖有疑義、其孰從問決焉。迨乎得先生所為諸標註者以読之、洒曰、吁是恵人哉。……而今先生所為諸評註者、独布在海内。……顧世人多陰食其恵、而陽擠排之。不佞之所恥也」とある。

而此書未致、遷菴就木 「就木」は棺に入るの意。岩国市普濟寺に現存する、先述の松崎蘭谷撰「遷庵宇都宮先生之墓碑銘」に、「以宝永四年十月十日終。享年七十有五。葬于巖邑普濟寺山先人墓側」とある。この碑銘には宝永四年十一月二十九日撰文の由が刻されているから、諸書(東洋文庫版『先哲叢談』註、その他)が拠る宝永六年五月二日没説は誤伝ではなからうか。猶、平石直昭『荻生徠徠年譜考』(昭和五十九年、平凡社)では、この徠徠書牘を宝永五年春の作と推定するが(六五頁)、だとすれば、徠徠は遷庵が既に逝去していた事を知らずにこの書牘を起筆した事になる。

周南代父復徂徠書曰 周南は山県周南。萩藩儒。宝曆二年八月十二日没、六十六歳。『周南先生文集』（宝曆十年刊）卷十に、「復荻生先生 代家君作」と題する書牘あり。以下はその抄出。

以與都由的書託：悲哉 〈本文異同〉なし。文中、孝孺は周南の名、文甫は遯庵の息、圭齋の字（次条参照）。また「嗟乎的也、以今年春下世」という記述があるが、先述の通り遯庵の没年月日は宝永四年十月十日が正しいと考えられるから、それは「今年春」ではなく、少なくとも前年の冬だった事になる。更に、前記『荻生徂徠年譜考』では、この書牘を宝永六年夏頃の作とするが（六五頁）、これは遯庵の没年月日を宝永六年五月二日とする上記の説を根拠とした推定のようなので、猶再考の余地あるか。該書に拠れば、周南は宝永五年六月に萩に帰国したというから（同頁）、その頃周南はこの書牘を製し、正確には前年の冬であった遯庵の逝去を、誤った情報を得たか何かして、「今年春」の逝去と伝えてしまったと考えるのが自然か。

人所師尊。君夙承家庭之訓。薰從先子。遊天資樂易。善與人交。家世臣事。吉川家子。防州叢國。鄉人嚮學。君有力焉。

男三。的。字文甫。號圭齋。卒于京師。伊藤東涯記墓曰。惟昔遯菴先生。學于松永氏之門。講經授徒。久在華下。

男三的：卒于京師 宇都宮圭齋。名三的。岩国藩儒。伊藤仁齋門。享保九年八月二十日没、四十八歳。

伊藤東涯記墓曰 伊藤東涯は儒者。元文元年七月十七日没、六十七歳。『紹述先生文集』（宝曆十一年刊）卷十三に、「圭齋宇都宮君墓碑銘」と題する文あり。以下はその抄出。

惟昔遯菴先生：鄉人嚮學君有力焉 〈本文異同〉なし。文中、「先子」は伊藤仁齋。儒者。宝永二年三月十七日没、七十九歳。

（川平 敏文）

■ 武田梅竜（卷之八）

武欽繇字聖諱號梅龍初名維嶽字峻卿中名亮  
守士明私諡文靖美濃人

武欽繇：諱文靖 村瀬栲亭撰「梅龍先生遺稿序」（『梅

龍先生遺稿』。以下「遺稿序」と略す）に「先生諱、欽繇。

字、聖諱。初諱、維嶽。字、峻卿。（中略）中、改諱、元亮。

字士明。故後以士明竝行。嘗夢有感受。自號

梅龍。 （中略）私諡曰文靖先生」とあり、『史氏備

考』卷十四に引く良伯耕撰「文靖先生墓碣」（以下「墓

碣」と略す）には「先生初名亮。字士明。後更名欽繇。

字聖諱。別號梅龍。（中略）門人私諡曰文靖」とある。

「遺稿序」は諱を「元亮」、「墓碣」は「亮」とするが、

梅龍が二十一歳の時に著した「祭伊藤東涯先生文」

（『梅龍先生遺稿』卷之四）には自身を本文の如く「亮

と記している。但し梅龍著『感喟』（宝暦五年刊）の刊

記には「篠參彌 初名元亮近改曰欽繇美濃多藝郡人今住  
京都 著」とあり、『明文選』の自序（寛延三年十一月）

にも「篠元亮」と記していることから、二十一歳頃は

「亮」と名乗っていたのを後「元亮」と改め、宝暦五年

頃更に「欽繇」と改めたことになるか。念齋は大半を

「遺稿序」から採用したが、「亮」のみは「墓碣」の説

を採ったことになる。梅龍という号については、自ら梅

龍と号することになった経緯を記した「記夢」が『梅

龍先生遺稿』卷之四に載る。

また、本文には挙がっていないが、梅龍が自らを芳蘭

翠竹主人と号していたことが、村瀬栲亭「奉哭文靖先

生」（『栲亭二稿』卷之三所収）より知られ、蘭籬とい

う号は梅龍編『明文選』（寛延四年刊）や同じく梅龍著

『李滄溟尺牘解』（宝暦二年刊、内題「李滄溟尺牘便覽」）

等より知られる。

美濃人 「墓碣」に「其祖某自参河移美濃廣置田宅。

因為美濃人。（中略）美濃者先生桑梓」とある。梅龍編

『明文選』の自序に「美濃 篠元亮撰」とあるように、

自らも美濃人と記していた。

梅龍本姓武田氏。其先處三河篠田村。故世世以篠田為氏。梅龍初襲稱之。明霞遺稿中稱篠土明者是也。後雖復本亦省田為單姓。少年師伊藤東涯。東涯為作雜岳宇峻脚說以勗之。而年二十一東涯下世。乃有祭文。於是從守士新。居十年士新亦異世。乃有哭詩。此時學既大成。終召為妙法院親王侍讀。

梅龍本姓：以篠田為氏。「遺稿序」に「先世出於桃園親王ノ玄孫源義光。義光ノ子義清。稱武田冠者。是為武田氏之祖。義清十三世孫。大膳大夫國信。兼領若狹安藝。居小濱城。國信孫義統。為大將軍義昭ノ叔父。時義昭已失柄。海寓鼎沸。亂賊乘間。偪逐義統。遂潛于參河篠田村。因田氏」とあり、「墓碣」に「本姓武田氏。其系出自新羅三郎。先生七世之祖。若狹守義統。老于參河篠田。子孫遂稱篠田氏」とある。

梅龍初：者是也。「之」は篠田氏。『明霞先生遺稿』卷之二に「贈篠土明」、同書卷之三に「九日和篠土明見贈」と題する詩がある。また前出「祭伊藤東涯先

生文」にも自ら「門人美濃篠亮。謹作祭文一篇」と記す。その他、「篠」は前出の『明文選』（寛延四年刊）や同じく前出『李滄溟尺牘解』（宝暦二年刊）等にも見られる。

後雖復：為單姓。「遺稿序」に「迄先生復故。修為武氏」とあり、「墓碣」には「至先生復姓武田。又省田稱武氏」とある。前出『感喩』の清田儋叟序（寛延元年八月）に「武士明氏」、良伯耕序（宝暦四年十一月）に「吾友武聖謨者」とあることから、寛延元年頃より「武」と名乗っていたか。

少年師伊藤東涯。「遺稿序」に「十六七初志學。少年事伊藤東涯先生」とあることから、享保十六（十七年頃東涯に入門したか。但し、東涯の『初見帳』（山根陸宏・岸本眞実「古義堂文庫蔵 伊藤東涯『初見帳』」（一）～（六）「ビブリア」第九十一号～九十六号に拠る）には梅龍の名は見えない。伊藤東涯は儒者。元文元年七月十七日没、享年六十七。なお後出「祭文」注に挙げるように梅龍は東涯の没日を七月十六日とする。

東涯為：以勗之。東涯が没する一年程前の「享保乙卯

歳重陽日」(享保二十年九月九日)に、梅龍のために記した東涯の「維岳字峻卿説」が『紹述先生文集』巻之十に載る。「説」の文末には「因為説ヲ以勗<sup>レ</sup>シム<sup>ニ</sup>之<sup>ヲ</sup>云」とある。

而年二十一東涯下世 梅龍の生没年は「墓碣」に「先生以享保丙申八月七日生。以明和丙戌十月十六日卒。享年五十一」とあり、また「遺稿序」にも「會<sup>ニ</sup>罹<sup>レ</sup>疾<sup>ニ</sup>卒<sup>ス</sup>。年五十一。實<sup>ニ</sup>和三年丙戌十月十六日也」とある。これらに従えば、東涯の没した元文元年には梅龍二十一歳である。

祭文 『梅龍先生遺稿』巻之四に「祭伊藤東涯先生<sup>ノ</sup>文」と題する祭文が載る。本文に「元文初元。歳次丙辰七月十六日。平安處士東涯伊藤先生易簧<sup>ス</sup>。是歳九月二十六日。門人美濃篠亮。謹作<sup>ニ</sup>祭文<sup>一</sup>一篇<sup>ヲ</sup>。以告<sup>ニ</sup>先生之靈<sup>一</sup>曰(下略)」とあることから、梅龍が元文元年九月二十六日に捧げた祭文であることが知られる。

宇士新 宇野明霞。儒者。延享二年四月十七日没、享年四十八。

於是從…亦異世 東涯の没年(元文元年)から明霞の

没年(延享二年)までは足掛け十年となる。

乃有哭詩 『梅龍先生遺稿』巻之二に「哭<sup>ニ</sup>宇士新先生<sup>一</sup>」が載る。

終召為…王侍讀 「墓碣」に「学成 妙法大王。徴為文孝」とあり、「遺稿序」には「為<sup>ニ</sup>妙法親王侍讀<sup>一</sup>。

因<sup>テ</sup>移<sup>ス</sup>居<sup>ヲ</sup>于五條橋<sup>ノ</sup>東。音羽溪<sup>ノ</sup>南<sup>ニ</sup>。有<sup>ニ</sup>卜居<sup>一</sup>之味。應教之諸什。親王薨。又寓<sup>ニ</sup>東洞街<sup>ニ</sup>とある。

妙法院親王 第三十五代門跡堯恭法親王か。先代の堯延法親王は、享保三年十一月三十日に四十三歳で没しており、この時梅龍三歳である。また前述の「遺稿序」よ

り、梅龍が侍読として仕えている時に親王が没したことが知られるので、梅龍の没(明和三年)後である明和五年に生れた第三十六代真仁法親王でもない。堯恭法親王は、俗名久嘉。享保二年四月三日、靈元院の第六皇子として生まれる。享保四年正月二十二日に三歳で妙法院門跡を相続し、同十二年正月二十五日に、十一歳で親王宣下。同年三月二十三日に入室得度し、宝暦五年五月二十七日に一品となる。明和元年十二月五日没、享年四十九。

(參)『本朝皇胤紹運録』(『群書類從』巻第六十)、『門跡

伝（昭和五十三年復刻版）。

梅龍非通藝文兼名于武事。其憶昔歌東山年少抱  
雄圖。學弓走馬。流孫吳。腰間龍劍金鞭。嗚呼。青雲  
常鳥呼。雖然折節。改前途。自見當年君子儒。又守士  
新有贈詩云。閉關憐我久。說劍愛君深。又墓碣記云。  
少時習武技。著明孫吳之書。居常曰。絳灌無文。隨陸  
無武。不可稱全士也。

憶昔歌 『梅龍先生遺稿』卷之一所收「憶昔歌」を引

用。

東山年：君子儒。〈本文異同〉なし。「遺稿序」に  
「自幼鍊武有駿聲。十六七初志學。師事伊藤  
東涯先生」とある。

宇士新有贈詩 前出「贈篠士明」（『明霞先生遺稿』  
卷之二所収）。

閉關憐：愛君深。〈本文異同〉なし。詩「贈篠士明」  
の一部を引用。なお、明霞の「贈篠士明」全文を引用  
すれば「寂寞。書生事。明時。自陸沈。閉關憐。我久。  
説劍愛君深。勲業無。投筆。文章有苦心。青春

容易暮。莫使二毛侵」となる。

墓碣記 良伯耕撰「文靖先生墓碣」（『史氏備考』卷十  
四所収）。

少時習：全士也。〈本文異同〉なし。「文靖先生墓碣」  
の一部を引用。

絳灌無文。隨陸無武。『晋書』「前趙載記」に「隨陸  
無武、絳灌無文」とある。「隨陸」は漢の隨何と陸賈。

「絳灌」は漢の周勃と灌嬰。ともに高祖に従う。周勃は  
絳県に封ぜられたので絳侯という。

赤松園。出於同門。其學亦領袖一時。而甚重梅龍。其  
與梅龍書曰。鴻少時游平安。從守先生。歲餘。藩令有  
限。未盡請。益而歸。無何。先生逆矣。乃後數歲。以藩令  
之東。武道過平安。即訪林生。相與。謁先生墓。感泣不  
能已也。林生乃謂不佞。子何不。見武兄而定交也。  
其人才學富瞻。且奉守先生教。有年矣。鴻不佞。遂介  
林生。見足下。馬則不雅典刑之存。其言之似夫子。使  
人感喜交併矣。

赤松國鸞 赤穂藩儒。名は鴻。号滄洲、静思翁。通称玄隆、耕庵、良平。国鸞は字。遠祖が播磨国守護職赤松家の支流であることから文事に於いては赤松姓を名乗る。三日月藩儒臣船曳道益の次子として生れ、赤穂藩医大川耕斎の養子となる。若くして京都に遊学し医学を香川修庵に、儒学を宇野明霞に学ぶ。二十七歳の時赤穂藩主に召され藩学教授となるが、四十三歳で家督を長子蘭室に譲り、再び京都に遊学する。寛政十三年正月八日没、享年八十一。

與梅龍書 『静思亭集正編』卷之七所収「武聖謨」の一部を引用。国鸞が梅龍に遣わしたこの尺牘の返書は『梅龍先生遺稿』卷之四に「報赤松國鸞」として載る。鴻少時：交併矣。〈本文異同〉鴻—不佞鴻。

無何先生逝矣 国鸞の師明霞が没したのは前出の如く延享二年四月、国鸞二十五歳の時であった。

林生 前出「報赤松国鸞」より梅龍と国鸞を仲介したのは林文泉。文泉は『梅龍先生遺稿』卷之二に「與良伯耕林義卿林文泉池孔恭弟欽尹集西萬里別荘分韻得蛙根二字」と題する詩が載ることにより、林義

卿こと東溟とは別人である。国鸞と共に明霞の墓を詣でていることから、文泉もまた明霞門か。なお梅龍編『明文選』（寛延四年刊）、同著『感諭』（宝暦五年刊）を出版した京都の書肆林権兵衛は「文泉堂」を屋号とするので、この人物を林文泉すなわち林生に擬するべきか。

（盛田 帝子）